

社会保険労務士法人 村松事務所

女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

男女ともに全職員が活躍でき、仕事と家庭の両立ができる雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和4年4月1日～令和9年3月31日までの5年間

2. 内容

目標1：全職員の1ヶ月あたりの平均残業時間を5時間以内とする。

<対策>

- 令和4年4月～ 時間外労働の状況を把握
- 令和4年9月～ 個人ごとに業務内容の見直しを実施し、効率化に向けて対策を実施する。
- 令和4年10月～ 定期的にミーティングや個人面談で、時間外の状況の確認を行い、場合によっては、更なる見直しや改善を検討・実施する。

以上